

名古屋市職員措置請求の監査結果

地方自治法第 242条第 1項の規定に基づき、政務活動費の返還に係る名古屋市職員措置請求書（別添のとおり。以下「請求書」という。）が提出された。

第 1 措置請求の概要

1 請求書の提出日

平成28年12月13日

2 請求の要旨

(1) 請求の趣旨

名古屋市が、自由民主党名古屋市議員団（以下「自民党名古屋市議団」という。）に対し、平成26年度に支給した政務活動費のうち 233万 6,200円は違法又は不当な公金の支出であるから、市長は、措置請求額の返還を求めるとともに損害を補填する為に必要な措置及び今後の損害を未然に防ぐための条例改正等の措置をとることを求める。

(2) 請求の理由

オンブズマン愛知（請求者は、オンブズマン愛知の会員である。）は、平成27年12月22日に行政文書一部公開決定通知書に基づいて公開された行政文書を精査した結果、自民党名古屋市議団の支出した政務活動費の使途の一部に疑義があったため、自民党名古屋市議団に対し、平成28年 3月30日、同年 6月23日に公開質問状を提出し、回答するよう求めた。しかるに、自民党名古屋市議団は、以下に述べるとおり、説明責任を十分に果たさなかった為、その使途が不明となった。

よって、自民党名古屋市議団が平成26年度に支出した政務活動費のうち、次のものはその使途が不明であり、違法又は不当な支出である。

ア 前提

(ア) 政務活動費の支給に関わる条例の規定

a 名古屋市会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）

第 3条 1項は、政務活動費は名古屋市会における会派に対し「月額 500,000円に当該会派の所属議員の数を乗じた額を会派に対し交付する」と規定している。

b そして、条例第 4条は、政務活動費を充当できる経費の範囲について「市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（政務活動）に要する経費」と規定している。そして、政務活動費の使途に関する基本指針（以下「基本指針」という。）において、充当する経費の一部に政務活動以外の支出を含む場合は、按分して支出することとされており、その場合、領収書に按分の比率に基づく支

出額を付記するものとされている。

- c また、条例第 5 条第 1 項は会派の代表者に対し、「政務活動費に係る収入及び支出の報告書」を提出することを求め、この報告書に「当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しを添付しなければならない」と規定している。
- d さらに、条例第 6 条は「市長は政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において政務活動費として必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる」と規定している。

イ 資料作成費 139万 3,200円

自民党名古屋市議団は、建築事務所に対し「格差社会における経済政策」について調査を依頼したことを理由に、資料作成費として 139万 3,200円を支出している。

上記資料作成費は、高額であるにも関わらず、議長に提出されているのは領収書のみで、添付資料がなく成果物が不明であった。

そこで、オンブズマン愛知は、公開質問状にて、成果物を明らかにするよう求めたが、自民党名古屋市議団は、資料概要の説明のみで足りるとして、成果物の公開を拒否した。

政務活動費による活動は極めて公費性が強いものであり、使途の透明性を確保し、適正が担保されることが強く要請される。そして、使途の適正を判断するためには、単に支出項目、金額、支払先が明らかであれば足りるものではなく、具体的な使途の内容が明らかとなることが必要不可欠である。

本件資料作成費については、「格差社会における経済政策」の調査を委託事項としながら、調査の依頼先は建築事務所であり、調査内容と依頼先の業務との関連性が不明確であり、如何なる経緯で同社に調査を委託したのか不透明であったため、使途の適正を判断するのに成果物の内容を精査する必要があった。

しかるに、自民党名古屋市議団は、「現在の日本の格差の状況を踏まえ、一般的な経済政策はどのような内容が望ましいかを考えた上で、名古屋市における市民税減税政策が、格差社会が拡大する状況下では、どのような性質の政策であるかを分析したもの（A4判・110頁）であり、会派の政策形成に活用したものです。」と概要の説明にとどまり、成果物の具体的内容、委託の経緯を明らかにしなかった。

自民党名古屋市議団の回答は、使途の適性を判断する上で、甚だ不十分であり、その説明責任を果たしたとは認められない。自民党名古屋市議団が説明責任を果たさず、使途の透明性が確保されていない以上、その使途

は、不法又は不当な支出と言わざるを得ない。

よって、自民党名古屋市議団が 139万 3,200円を資料作成費として支出したのは、違法である。

ウ 広聴広報費（切手代） 94万 3,000円

自民党名古屋市議団は、広聴広報費（切手代）として、合計94万 3,000円を支出している。

オンブズマン愛知からの公開質問状に対する自民党名古屋市議団の回答において、広報紙を 1万 1,500部発送したという説明があったので、オンブズマン愛知としては、再公開質問状において、当該広報紙の開示を求めたが、自民党名古屋市議団は、その開示を拒否した。

単なる広報紙であり、既に 1万 1,500部発送したというのであれば、開示することに何ら不都合でないはずであるにもかかわらず、開示を拒否するのは不自然で、発送したとの事実を説明する証拠は全くない。

また、広報紙の開示なくして、1通82円の切手料を政務活動費として請求可能なか否かの判断もできない。同広報紙に、そもそも政務活動と無関係な記載があれば、その紙面の面積に比例、按分して、政務活動費として切手代の支払を受けることになるが、開示拒否では、その判断もできない。

さらに、切手代を全額、政務活動費として支払を受けながら、送付した広報紙の印刷代を政務活動費から支払を受けていないという点も不自然である。

以上の事実からすると、切手は購入したものの、広報紙を発送した事実はないというほかない。

よって、自民党名古屋市議団が、94万 3,000円を、広聴広報費（切手代）として支出したのは、違法である。

エ 法的責任

以上のとおり、名古屋市が、自民党名古屋市議団に対し、平成26年度に支給した政務活動費のうち 233万 6,200円は違法又は不当な公金の支出であるから、名古屋市は、不法行為に基づく損害賠償ないし不当利得として、条例第 6条に基づき市に返還を求める義務があるにもかかわらず、これを怠る事実がある。

オ 結語

地方自治法第 242条第 1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

併せて同法第 252条の43第 1項の規定により、当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを

求める。

(3) 個別外部監査を求める理由

本件監査請求は、名古屋市会議員団による政務活動費の支出が適正であるか否かの調査、及び不正支出がある場合の是正を求め請求したものであるため、対象となるべき名古屋市議会の議員による監査では、公平性・中立性が担保されないと思慮する。

第2 監査委員の除斥

中川貴元監査委員及び小川としゆき監査委員は、地方自治法第 199条の 2の規定により、本件監査請求の監査に加わらなかった。

第3 請求の要件審査

本件は、地方自治法第 242条所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第4 監査の実施

1 個別外部監査の請求について

請求人は、「本件監査請求は、名古屋市会議員団による政務活動費の支出が適正であるか否かの調査、及び不正支出がある場合の是正を求め請求したものであるため、対象となるべき名古屋市議会の議員による監査では、公平性・中立性が担保されない」ことを理由として、個別外部監査によることを求めている。

しかしながら、本件監査では、議員である中川貴元監査委員及び小川としゆき監査委員は地方自治法第 199条の 2の規定により監査に加わらないため、請求人の主張には理由がないと判断した。したがって、請求人が請求する個別外部監査によることを相当と認めず、監査委員による監査を行うこととした。

2 請求人の陳述

地方自治法第 242条第 6項の規定に基づき、平成28年12月27日に、請求書における請求の要旨を補足するために、請求人から陳述を聴取した。

陳述において、請求人から次のような趣旨の意見が述べられた。

自民党名古屋市議団へ支出した政務活動費のうち、資料作成費 139万 3,200円と広聴広報費94万 3,000円に絞って請求した。

情報公開請求などにより用途の説明を求めたが、回答は形式的なものであり、政務活動費が政務活動に使われたか判断できないものであった。

形式的な回答では用途が適正であったか判断できないため、必要な情報が開示されるよう是正するべきと考える。

また、請求人代理人から次のような趣旨の意見が述べられた。

自民党名古屋市議団に対し、政務活動費の使途に関する不明瞭な点の説明を求めて公開質問状を出したが、満足のいく回答は得られなかった。昨今では、富山市等他の地方自治体で政務活動費の不正受給が問題となっており、監査を請求することとした。

政務活動費に関する不正がなくなるのは、制度上前払いであることや、支給対象が会派になっていて、実際にはどの議員がどのようなことに使ったのか、市民には分からないことが原因と考えている。また、情報公開請求をしても、領収書の発行者が個人の場合は名義が黒塗りになっており、政務活動費による支払いの相手方は開示されない。到底透明性が確保されているとは言えない状況にある。

本件に対しては、以上のような状況を踏まえて判断していただきたい。

なお、請求書における切手を千種区内の各郵便局で分散購入しており不自然であるという記載と広聴広報費94万 3,000円の支出の違法性との関係を確認したところ、直接は関係がないとの回答があったため、この点については「第1措置請求の概要」からは除外した。

3 監査対象事項

本件監査においては、平成26年度に自民党名古屋市議団に交付された政務活動費を充当した資料作成費 139万 3,200円及び広聴広報費94万 3,000円について、市長は条例の規定及び不当利得返還請求権に基づき返還請求する義務があるかを監査対象事項とした。

4 監査対象局

市会事務局を監査対象局とし、事情聴取及び関係書類の調査を行った。市会事務局の説明は、概ね次のとおりである。

(1) 政務活動費に係る規定

政務活動費は、地方自治法第 100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、条例の定めるところにより、名古屋市会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、市長から、議会における会派に交付されるものである。政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例第 4条で規定されている。

また、政務活動費を支出するにあたっての使途の例示などを示した議会内部における取り扱いを定めた基本指針が平成25年 2月22日議長決裁により制定されている。

(2) 政務活動費の使途

条例第 4条には、政務活動費を充てることのできる経費の範囲が規定されており、会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費として資料作成費が、会派が行う会派の活動、議会活動、市政に関する政策等についての住民への報告に要する経費等として広聴広報費がそれぞれ定められている。

さらに、基本指針により、資料作成費の適用費目例として、原稿料や委託費等を掲げている。広聴広報費の適用費目例としては、文書通信費や印刷費等を掲げており、支出に当たっては、広報紙を後援会等と共同発行する場合は、実態に応じて按分が必要との考え方を示している。また、後援会行事の案内や選挙にかかわる内容については、支出に適さない経費の事例として掲げている。

(3) 交付手続等の概要

名古屋市会政務活動費の交付に関する規則（以下「規則」という。）が制定されており、政務活動費の交付手続等の細目が定められている。交付手続等の概要は以下のとおりである。

会派代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して、政務活動費交付申請書を提出し（規則第 2条）、この申請に対し、市長は、政務活動費の額を決定し、議長を経由して、各会派に通知する（規則第 3条）。

会派代表者は、毎月、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付請求書を提出し（規則第 4条）、政務活動費の交付を受ける（条例第 3条）。

交付額は、会派の所属議員 1人当たり月額50万円で算定され、その支払は、地方自治法施行令第 163条第 2号による前金払で支払われている。

会派代表者は、原則として毎年 5月 6日までに、前年度の交付に係る政務活動費について、収支報告書及び領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写し（以下「収支報告書等」という。）を議長に提出する（条例第 5条）。

議長は、収支報告書等の提出を受けた後、必要に応じて調査を行い（条例第 8条）、提出された収支報告書の写しを市長に送付する（規則第 5条）。

市長は、政務活動費に残余が生じた場合、その返還を命ずることができ（条例第 6条）、市長の返還命令を受けて会派が残余金を返還する。

(4) 市会事務局の見解

条例第 5条の規定により提出された収支報告書等について、条例第 8条の規定により議長は必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期すとされており、その内容としては、収支報告書が所定の要件を備えているか、政務活動費の充当額のチェック、条例や基本指針に照らして明らかな誤りがないか等の点検・確認である。なお、収支報告書等に疑義がある場合、さらに調査を行う必要があると認められる場合には、会派の代表者からの説明徴

取を実施するなど、あらためて調査を行うことになる。

平成22年 4月12日最高裁決定において、条例や規則の規定の趣旨が、会派の調査研究活動に対する執行機関や他の会派等からの干渉を防止しようとするところにあるとされていることを踏まえ、具体的な疑義がない場合は、会派の活動に対して議長や執行機関が立ち入って調査をすることは予定されていないものと認識している。

本件について、請求人からは、自民党名古屋市議団から議長あてに提出された収支報告書等に対して、具体的な支出が本来の用途及び目的に反した支出であることを推認させるような主張立証がなされたとは言えないものと考えている。

5 関係人調査

地方自治法第 199条第 8項の規定に基づき、自民党名古屋市議団に対して、文書照会による調査を行った。自民党名古屋市議団の説明は、概ね次のとおりである。

(1) 資料作成費 139万 3,200円について

「格差社会における経済政策」というテーマで調査を委託したものであり、当該調査結果は、現在の日本の格差の状況を踏まえ、一般的な経済政策はどのような内容が望ましいかを考えた上で、名古屋市における市民税減税政策が、格差社会が拡大する状況下では、どのような性質の政策であるかを分析したものであり、適正な政務活動費の支出であると認識している。

本件監査請求に当たっては、監査委員に対し、調査の成果物である報告書を提示する。

(2) 広聴広報費94万 3,000円について

広報紙11,500部を送付する際に使用する郵便切手を購入したものである。広報紙の内容はすべて政務活動に係る内容であり、適正な政務活動費の支出であると認識している。また、当該広報紙及び送付用封筒の印刷代については、平成26年度政務活動費から支出した。

本件監査請求に当たっては、監査委員に対し、送付した広報紙を提示し、当該広報紙及び送付用封筒の印刷代に係る領収書の写しを提出する。

6 監査委員が認定した事実

(1) 資料作成費 139万 3,200円について

調査の成果物である報告書が自民党名古屋市議団から提示され、「格差社会における経済政策」というテーマに関する調査の報告書であることを確認した。

(2) 広聴広報費94万 3,000円について

送付された広報紙が自民党名古屋市議団から提示され、当該広報紙は、条例第4条に規定する「会派が行う会派の活動、議会活動、市政に関する政策等について住民への報告」を行うものであることを確認した。

また、平成26年度政務活動費に係る領収書の写しとして、当該広報紙及び送付用封筒の印刷代の領収書の写しが提出され、当該広報紙の印刷代に平成26年度の政務活動費を充当していることを確認した。

7 監査委員の判断

(1) 資料作成費 139万 3,200円について

本件請求において請求人は、成果物の具体的内容や委託の経緯が明らかにならなければ説明責任を果たしたとは認められず、使途の透明性が確保されていない以上、その使途は不法又は不当な支出と主張している。

この主張に関し、平成22年4月12日最高裁決定では、「本件条例によれば、政務調査費の交付を受けた会派の代表者は所定の様式による収支報告書を議長に提出しなければならないが、提出された収支報告書は5年間保存されて何人もその閲覧を請求することができる」とされているが、その収支報告書の様式は、概括的な記載が予定されており、個々の支出の金額や支出先、当該支出に係る調査研究活動を行った議員の氏名、当該活動の目的や内容等を具体的に記載すべきものとはされていない。また、本件条例によれば、議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができるとされているが、その具体的に採ることのできる調査の方法は、本件条例及び本件規則において定められていない。これらの趣旨は、政務調査費は議会による市の執行機関に対する監視等の機能を果たすための調査研究活動に充てられることも多いと考えられるところ、会派による個々の政務調査費の支出について、その具体的な金額、支出先等を逐一公にしなければならないとなると、当該支出に係る調査研究活動の目的、内容等を推知され、その会派及び所属議員の活動に対する執行機関や他の会派等からの干渉を受けるおそれを生ずるなど、調査研究活動の自由が妨げられ、議員の調査研究活動の基盤の充実という制度の趣旨、目的を損なうことにもなりかねないことから、政務調査費の収支に関する議長への報告の内容等を上記の程度にとどめることにより、会派及び議員の調査研究活動に対する執行機関や他の会派等からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。」とされている。ところで、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）により、名称が「政務調査費」から「政務活動費」に改めることとされ、これを受け、本市においても条例及び規則について所要の改正が行われているが、議長の調査等に係る条例や規則の規定は改正前と基本的に同様であることから、平成22年4月12日の最高裁決定の趣旨は変

わらないと考える。

これを踏まえ、本件監査においては、会派の活動の自主性、自律性を尊重し、調査の具体的内容や委託の経緯等は判断の対象とせず、調査委託の事実が一般的、外形的に確認できるかを判断基準とした。

その結果、「6 監査委員が認定した事実(1) 資料作成費 139万 3,200円について」に記載のとおり、調査の成果物である報告書が提示され、一般的、外形的に調査委託の事実を確認できるものと認められた。

(2) 広聴広報費94万 3,000円について

本件請求において請求人は、広報紙を開示しないこと及び当該広報紙の印刷代について政務活動費から支払を受けていないことが不自然であり、当該広報紙を送付した事実がないと主張しているが、「6 監査委員が認定した事実(2) 広聴広報費94万 3,000円について」に記載のとおり、広報紙が提示され、当該広報紙の印刷代に政務活動費を充当していることが確認できたことから、当該広報紙を送付していないとの推認はできない。

第5 監査の結果

結論

以上述べたとおり、請求人の主張する、平成26年度に自民党名古屋市議団に交付された政務活動費を充当した資料作成費 139万 3,200円及び広聴広報費94万 3,000円について、措置する必要は認められない。

(別添)

住民監査請求書

平成28年12月13日

名古屋市監査委員 御中

請求者 (住所、職業、氏名等は省略)

第 1 請求の趣旨

名古屋市が、自由民主党名古屋市議員団に対し、平成26年度に支給した政務活動費のうち金 233万6200円は違法又は不当な公金の支出であるから、市長は、措置請求額の返還を求めるなど損害を補填する為に必要な措置及び今後の損害を未然に防ぐための条例改正等の措置をとることを求める。

第 2 請求の理由

オンブズマン愛知（請求者は、オンブズマン愛知の会員である。）は、平成27年12月22日に行政文書一部公開決定通知書に基づいて公開された行政文書を精査した結果、自由民主党名古屋市議員団の支出した政務活動費の使途の一部に疑義があったため、同議員団に対し、平成28年 3月30日、同年 6月23日に公開質問状を提出し、回答するよう求めた。しかるに、自由民主党名古屋市議員団は、以下に述べるとおり、説明責任を十分に果たさなかった為、その使途が不明となった。

よって、自由民主党名古屋市議員団が平成26年度に支出した政務活動費のうち、次のものはその使途が不明であり、違法又不当な支出である。

1 前提

(1) 政務活動費の支給に関わる条例の規定

ア 名古屋市会政務活動費の交付に関する条例（以下、「本件条例」という）第 3条 1項は、政務活動費は名古屋市会における会派に対し「月額 500,000円に当該会派の所属議員の数を乗じた額を会派に対し交付する」と規定している。

イ そして、本件条例第 4条は、政務活動費を充当できる経費の範囲について「市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（政務活動）に要する経費」と規定している。そして、充当する経費の一部に政務活動以外の支出を含む場合は、按分して支出することとされており、その場合、領収書に按分の比率に基づく支出額を付記するものとされている（「政務活動費の使途基準に関する基本指針」以下「本件指針」という）。

ウ また、本件条例第 5条 1項は会派の代表者に対し、「政務活動費に係る収入及び支出の報告書」を提出することを求め、この報告書に「当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しを添付しなければならない」と規定している。

エ さらに、本件条例第 6 条は「市長は政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において政務活動費として必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる」と規定している。

2 資料作成費 139万3200円（整理番号：6150225001）

自由民主党名古屋市議員団は、株式会社空建築事務所に対し「格差社会における経済政策」について調査を依頼したことを理由に、資料作成費として金 139万3200円を支出している。

上記資料作成費は、高額であるにも関わらず、名古屋市議会に提出されているのは領収書のみで、添付資料がなく成果物が不明であった。

そこで、オンブズマン愛知は、公開質問状にて、成果物を明らかにするよう本会に閲覧・開示するよう求めたが、議員団は、資料概要の説明のみで足りるとして、成果物の公開を拒否した。

政務活動費による活動は極めて公費性が強いものであり、使途の透明性を確保し、適正が担保されることが強く要請される。そして、使途の適正を判断するためには、単に支出項目、金額、支払先が明らかであれば足りるものではなく、具体的な使途の内容が明らかとなることが必要不可欠である。

本件資料作成費については、「格差社会における経済政策」の調査を委託事項としながら、調査の依頼先は建築事務所であり（議員団の説明によれば、医療・介護・福祉に関するコンサルタント業務も取り扱っているとのこと）、調査内容と依頼先の業務との関連性が不明確であり、如何なる経緯で同社に調査を委託したのか不透明であったため、使途の適正を判断するのに成果物の内容を精査する必要があった。

しかるに、自由民主党名古屋市議員団は、「現在の日本の格差の状況を踏まえ、一般的な経済政策はどのような内容が望ましいかを考えた上で、名古屋市における市民税減税政策が、格差社会が拡大する状況下では、どのような性質の政策であるかを分析したもの（A4判・110頁）であり、会派の政策形成に活用したものです。」と概要の説明にとどまり、成果物の具体的内容、委託の経緯を明らかにしなかった。

自由民主党名古屋市議員団の回答は、使途の適性を判断する上で、甚だ不十分であり、その説明責任を果たしたとは認められない。同議員団が説明責任を果たさず、使途の透明性が確保されていない以上、その使途は、不法又は不当な支出と言わざるを得ない。

よって、自由民主党名古屋市議員団が 139万3200円を資料作成費として支出したのは、違法である。

3 広聴広報費（切手代） 94万3000円

（整理番号：3140401003～3140401016、3140402003～3140402009）

自由民主党名古屋市議員団は、広聴広報費（切手代）として、合計94万

3000円を支出している（別紙参照）。

しかし、次の点において、当該支出は、不自然であり、違法な支出である。

まず、この切手代の内訳は、平成26年 4月 1日分として65万6000円、同月 2日分として28万7000円であるが、千種区内には、大局である千種郵便局があり、同局で購入できるものであるにもかかわらず（82円切手を 1万1500枚）、敢えて、主として千種区内の各郵便局21カ所で分散購入している不自然さがある。

この点、オンブズマン愛知からの公開質問状に対して、自由民主党名古屋市議員団は、主に千種区内の方を対象に広報紙 1万1500部を発送する際に使用し、分散して購入した理由については、特定の郵便局に偏ることなく、複数の郵便局に分けて購入したいとの考えからであったと回答した。

なぜ、特定の郵便局に偏ってはならないのか、その動機の説明において不自然さがのこる。

この動機はともあれ、同回答によって、広報紙を 1万1500部発送したという説明があったので、オンブズマン愛知としては、再公開質問状において、当該広報紙の開示を求めたが、自由民主党名古屋市議員団は、その開示を拒否した。

単なる広報紙であり、既に 1万1500部発送したというのであれば、開示することに何ら不都合でないはずであるにもかかわらず、開示を拒否するのは不自然で、発送したとの事実を説明する証拠は全くない。

また、広報紙の開示なくして、1通82円の切手料を政務活動費として請求可能なのか否かの判断もできない。同広報紙に、そもそも政務活動と無関係な記載があれば、その紙面の面積に比例、按分して、政務活動費として切手代の支払を受けることになるが（本件指針）、開示拒否では、その判断もできない。

さらに、切手代を全額、政務活動費として支払を受けながら、送付した広報紙の印刷代を政務活動費から支払を受けていないという点も不自然である。

以上の事実からすると、切手は購入したものの、広報紙を発送した事実はないというほかない。

よって、自由民主党名古屋市議員団が、94万3000円を、広聴広報費（切手代）として支出したのは、違法である。

4 法的責任

以上のとおり、名古屋市が、自由民主党名古屋市議員団に対し、平成26年度に支給した政務活動費のうち金 233万6200円は違法又は不当な公金の支出であるから、名古屋市は、不法行為に基づく損害賠償ないし不当利得として、本件条例第 6条に基づき市に返還を求める義務があるにもかかわらず、これを怠る事実がある。

5 結語

地方自治法第 242条第 1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

併せて同法第 252条の43第 1項の規定により、当該請求に係る監査について
監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

第 3 個別外部監査を求める理由

本住民監査請求は、名古屋市会議員団による政務活動費の支出が適正であるか
否かの調査、及び不正支出がある場合の是正を求め請求したものであるため、対
象となるべき名古屋市議会の議員による監査では、公平性・中立性が担保されな
いと思慮致します。

以上

別紙

項目	整理番号	日付	時刻	郵便局名	切手 (円)	枚数	総額 (円)	備考
1	3140401003	H26. 4. 1	9:39	春岡	82	1,000	82,000	「市政報告送付」
2	3140401004		11:00	大久手	82	1,000	82,000	
3	3140401005		11:10	吹上	82	500	41,000	
4	3140401006		11:17	今池	82	500	41,000	
5	3140401007		11:26	都通	82	500	41,000	
6	3140401008		11:45	池下	82	500	41,000	
7	3140401009		11:56	未盛	82	500	41,000	
8	3140401010		12:01	振甫	82	500	41,000	
9	3140401011		12:09	天満通	82	500	41,000	
10	3140401012		12:23	自由ヶ丘	82	500	41,000	
11	3140401013		12:32	希望ヶ丘	82	500	41,000	
12	3140401014		12:40	猫洞	82	500	41,000	
13	3140401015		12:45	本山	82	500	41,000	
14	3140401016		12:51	東山	82	500	41,000	
15	3140402003	H26. 4. 2	11:49	萱場	82	500	41,000	
16	3140402004		11:13	星ヶ丘	82	500	41,000	
17	3140402005		11:34	汁谷	82	500	41,000	
18	3140402006		11:29	宮根台	82	500	41,000	
19	3140402007		11:42	茶屋ヶ坂	82	500	41,000	
20	3140402008		12:16	覚王山	82	500	41,000	
21	3140402009		12:06	田代	82	500	41,000	

計 943,000

(証拠書類は省略)

(注) 請求書は原文のまま掲載した。